

「板橋区平和都市宣言」記念事業実行委員会設置要綱

(昭和60年1月15日区長決裁)

(設置)

第1条 板橋区は平和憲法を擁護し、核兵器の廃絶を願い、緑豊かな文化的な「まちづくり」を目指した「板橋区平和都市宣言」の記念事業を実施するにあたり、これを有意義なものとするため、板橋区平和都市宣言実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 記念式典について
- (2) 記念事業について
- (3) その他必要な事項について

(構成員)

第3条 実行委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 区議会議長、副議長及び各会派幹事長
 - (2) 区長、副区長、教育長及び関係部長
- (会長及び会長代理)

第4条 実行委員会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、区長とし、会長代理は区議会議長とする。
- 3 会長は、実行委員会の会務を行う。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第5条 実行委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、課長の職にあるもののうちから会長が指名する。
- 3 幹事は、実行委員会の運営を補佐する。

(庶務)

第6条 実行委員会の事務は総務部総務課において処理する。

付 則

この要綱は、昭和60年1月15日から実施する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。